

Q & Aについて

公立学校共済組合岡山支部
一般財団法人岡山県教育職員互助組合

1. 医療保険Q & A(よくある質問)

Q1

現在持っている資格確認書はどうすればいいのか？

A1

退職日まで使用できますが、退職後は使用できません。有効期限内であれば退職時の所属所に返納してください。有効期限が切れている場合は、破棄してください。

Q2

配偶者は民間に勤務している。配偶者の被扶養者になれるのか？

A2

被扶養者の認定基準は保険者によって異なります。被扶養者として認定されるかを配偶者の勤務先へ事前に確認をしてください。

Q3

任意継続組合員と家族の被扶養者とでは、どちらの方がいいのか？

A3

家族の被扶養者であれば、被扶養者に係る保険料の負担はありません。
ただし、被扶養者の認定基準は保険者によって異なるため、家族の被扶養者に認定されるか、家族の勤務先で事前に確認をしてください。

Q4

配偶者は現職の組合員のため、退職後は配偶者の被扶養者になりたい。手続きはいつどこですか？

A4

被扶養者の手続きは、事実発生日(退職の翌日)以降でないとできません。
退職後、速やかに配偶者の所属所で手続きを行ってください。
30日以内に所属所で受付すれば、退職の翌日から遡って認定できます。

Q5

子を私の被扶養者としているが、退職後、現職の組合員である配偶者の被扶養者にすることはできるのか？

A5

その子の収入が収入限度額以内、かつ認定基準を満たしていれば、被扶養者として認定が可能です。

退職後、30日以内に配偶者の所属所で認定の手続きをしてください。

Q6

定年退職後、再就職は3月下旬にならないと決まらない。
任意継続申出の提出期限が迫っているが、どうすればいいのか？

A6

再就職の予定が決まり次第、必要に応じてご提出ください。提出期限以降も退職日から20日以内に申出書を提出した場合、任意継続組合員になることができます。

また、取り急ぎ任意継続の申出書を提出し、再就職が決まり次第、取り下げの手続きをすることもできます。

この場合、一旦掛金が引き落とされることがありますが、取り下げの手続き完了後に返金いたします。

Q7

退職後、1日も空けずにフルタイムの再任用職員等として採用された場合、再任用職員を辞めた後に任意継続組合員になれるのか？

A7

フルタイム再任用職員等となった場合は、現職時と同様に公立学校共済組合員となります。組合員期間は続くので、再任用職員を辞めた後に任意継続組合員になることは可能です。

Q8

任意継続組合員と国民健康保険は、どちらの保険料が安いのか？

A8

任意継続の掛金額は退職時の標準報酬月額で決定するため、1年目と2年目はほぼ同額です。

一方、国民健康保険の保険料は、前年の所得等により決定するため、現職時の所得が反映される1年目は高額になることもあります。

2年目は1年目の所得が少なければ、任意継続の掛金額より安くなるケースも多いようです。

国民健康保険の保険料は、居住地の市区町村で確認してください。

<参考> 令和8年度の任意継続掛金年額（毎月納入）

※退職時の標準報酬月額は給料明細等で確認願います。

標準報酬月額	掛金年額(40～64歳)	掛金年額(～39歳/65歳～)
280,000円	373,824円	320,880円
320,000円	427,236円	366,720円
410,000円（上限）	547,392円	469,860円

Q9

任意継続に加入し、2年目は国民健康保険に切り替えたい場合、どうすればいいのか？

A9

任意継続2年目に入る前の2月頃に、2年目の掛金額を通知します。

その際、切り替えの手続きについてもご案内しますので、手続き書類を提出してください。資格喪失日以降に、国民健康保険の加入に必要な「資格喪失証明書」を送付いたします。

Q10

任意継続の2年目を継続する場合はどうすればいいのか？

A10

更新の手続きは必要ありません。資格喪失の申し出がない限り、そのまま継続されます。

Q11

任意継続の2年経過後はどこに加入すればいいのか？

A11

任意継続の2年経過後は、再就職しない場合、国民健康保険に加入するか家族の被扶養者になる必要があります。

国民健康保険の加入手続きは居住地の市区町村で行います。

任意継続が満了する前(2月頃)にご案内を送付いたしますので、手続きをお願いします。

Q12

任意継続期間中に『 ① 再就職等で新しい保険証を取得した』または、『 ② 家族の被扶養者や国民健康保険へ加入したい』場合どうすればいいのか？

A12

①の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」に就職先の資格確認書、資格情報のお知らせの写等又は事業所の就職証明書等(健康保険等の被保険者の資格取得日が分かるもの)を添付のうえ提出してください。喪失理由は 2 となります。

②の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」のみを提出してください。喪失理由は 3 となり、**申し出のあった月の翌月の1日が喪失日**となります。

なお、手続き完了後、掛金の前納分は返金します。

Q13

任意継続を一度やめた後、退職後2年以内であれば再度、任意継続に加入できるのか？

A13

退職後2年以内であっても、一度任意継続の資格を喪失すると再度の加入はできません。

Q14

退職後、任意継続に加入し、配偶者(60歳未満)を引き続き被扶養者にした場合、配偶者は国民年金保険料を払う必要はあるか？

A14

任意継続は医療制度のみ適用であり、年金制度の適用がないため、配偶者は国民年金第3号被保険者(保険料不要)になれません。

国民年金第1号として国民年金の保険料を払う必要があるので、居住地の市区町村で加入手続きをしてください。

Q15

現在、配偶者と子を被扶養者に行しているが、任意継続になっても引き続き被扶養者になれるのか？

A15

任意継続後も引き続き認定できます。継続認定が必要な場合は、任意継続組合員申出書の「被扶養者継続認定該当者」欄に記入してください。

もし、任意継続期間中に就職等で被扶養者の要件を外れた場合は、取消の手続きをしてください。

Q16

有効期限が退職日以降の限度額適用認定証を持っている。この認定証は任意継続になってもそのまま使えるか？

A16

認定証に記載している記号・番号が変わるので、任意継続後は使用できません。現在の認定証は、退職後に資格確認書と一緒に退職時の所属所へ返納してください。

マイナ保険証の利用登録済みの方は、原則認定証は不要となります。
なお、マイナ保険証未登録の方は、記号・番号を変更した新しい認定証を資格確認書と併せて送付します。

Q17

病院で限度額適用認定証を交付してもらうように言われた。
限度額適用認定証とは何か。また、手続き方法を教えてほしい。

A17

入院や外来診療を受け、高額な医療費の支払いが必要となる時に、「限度額適用認定証」を病院に提示すると、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなり、一時的な負担が軽減されます。

なお、「限度額適用認定証」を使用しなかった場合でも、後日、従来どおり高額療養費が支給されます。

交付を受けるには、『限度額適用認定申請書』を福利課給付班へ提出してください。
マイナ保険証の利用登録済みの方は、原則認定証は不要となります。

Q18

任意継続に加入後、人間ドックの補助は引き続き受けられるか？

A18

任意継続に加入しても、退職後は人間ドックの補助はありません。

Q19

組合員又は被扶養者が70歳に到達した場合、高齢受給者証の手続きは必要か。

A19

手続きは不要です。
公立学校共済組合の任意継続組合員(被扶養者)の方は、福利課給付班から70歳到達時に交付されます。
マイナ保険証の利用登録済みの方は、原則認定証は不要となります。

Q20

諸手続きの様式はどこに載っているか。

A20

福利課ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」
→ トップページの上側にある青いボタン「様式集ダウンロード」
<https://www.okayamafukurinet.jp/>
の中に主な様式は掲載しています。
必要に応じてダウンロードし、ご利用ください。